

# 第1章 改訂行動計画の基本的な考え方

## 1 前期行動計画の改訂の必要性

国連において、人権という普遍的な文化を構築することを主眼とする「人権教育のための国連10年」（平成7年（1995年）～平成16年（2004年））が終了するのを受け、平成16年（2004年）に「人権教育のためのフォローアップに関する決議」が採択され、あらゆる分野で人権教育プログラムが継続して実施されるよう同年「人権教育のための世界プログラム」の開始を採択し、第一段階として、初等中等教育に焦点をあてるなど、引き続き人権教育を継続していくことが示されました。

我が国においては、平成12年（2002年）に人権教育・人権啓発の推進を図る「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の理念及び国・地方公共団体等の責務などが定められ、それぞれの取組みが推進されています。

本市においては、昭和53年（1978年）に「人権擁護都市宣言」を行い、人権を守り、自由と公正を守る明るく住みよい高槻市の実現を目指し、昭和62年（1987年）から市民の提言に基づく2次にわたる「高槻市人権啓発計画」によりその具体化を図り、平成11年（1999年）には「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を策定し、人権教育・人権啓発の推進に努めました。

平成13年（2001年）3月には人権尊重の社会をつくるための市及び市民の役割を明らかにする「高槻市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき設置された高槻市人権施策推進審議会からの答申を踏まえ、平成16年（2004年）3月に『高槻市人権施策基本方針』を策定しました。

この基本方針に基づき、個人の選択に応じた様々な価値観や生き方を尊重し、市民それぞれの個性と能力が輝き、自己実現と社会的責任を果たすことが可能な社会の創造を目指すこととしています。

そして、「豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・人権啓発を推進する。」、「人権擁護の推進を図るために権利擁護システムを構築するなどセーフティネットの充実を図る。」、「人権諸課題の解消に向けて社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成を進める。」ことなど、人権尊重の社会環境づくりに向け、平成17年（2005年）3月に「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」（人権施策推進プラン）を策定し、各施策事業を展開しています。

また、平成21年（2009年）3月には、この行動計画に基づき、本市に暮らすあらゆる人々が、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、かけがえのない人（パートナー）として互いに人権を尊重するとともに、学びあい、共に生活できる地域社会の実現を目指す基本的な方向性を示すものとして、『高槻市多文化共生施策推進基本指針』を策定しました。

このように、本市におきましてはこれまでの人権に関する取組みにおける実績を生かし、方向性を示し、種々の施策を展開しているところですが、今なお、いじめや虐待、土地差別調査事件、あるいはインターネットを悪用した人権侵害など様々な人権課題が存在する状況にあります。

そこで、平成 21 年（2009 年）に実施した第 5 回高槻市人権意識調査の結果等を踏まえ、国内の社会経済情勢の変化や国際的な動向等にも適切に対応し、今日的な人権課題に対応した施策を設定するとともに、『高槻市多文化共生施策推進基本指針』の施策を具体化するため、平成 17 年（2005 年）3 月に策定した「人権施策を総合的に推進する高槻市行動計画」（以下「前期行動計画」という。）の中間見直しを行い（以下「改訂行動計画」という。）、次の 6 点を指針とし、引き続き総合的な人権施策の推進に努めるものです。

- ( 1 ) 本市における今後の人権施策の目標と施策展開の基本的な考えを示し、
  - ・一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会
  - ・市民の誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会
  - ・多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会
  - ・市民、企業、自治体等が共に取組む人権尊重の地域社会の 4 つの目標を実現していくことを目的とします。
  
- ( 2 ) 多様化・複雑化する人権課題に対応するため、『高槻市人権施策基本方針』に示された個別分野の枠組みを越えて、「人権」という共通の視点からの取組みとして、
  - ・豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進
  - ・人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築
  - ・社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成の 3 点を大きな柱とし、総合的な人権施策の体系化を図ることにより、その取組みを進めます。
  
- ( 3 ) 一つの人権に関する「行動計画」としての独立性を保持することを基本的な視点とします。

併せて、人権をめぐる国連をはじめとする国内外の動きや取組むべき主要課題と人権問題の状況を把握するとともに、第 5 回高槻市人権意識調査で明らかとなった人権意識の現況及び前期行動計画の進行管理を行った中での成果と課題を踏まえ、『高槻市人権施策基本方針』と『高槻市多文化共生施策推進基本指針』に示された基本理念及び基本的な考え方並びに「改訂行動計画」の施策が連動し、一体となるものとします。
  
- ( 4 ) 『高槻市人権施策基本方針』に示された女性問題、子どもの問題、高齢者問題、障害者問題、同和問題、在日外国人問題、感染症患者等の人権問題、情報化社会の人権問題、犯罪被害者等の人権問題、性的マイノリティ(用語解説 1)などの人権問題などを具体的に取組むべき主要課題として、それぞれの人権諸課題の解決に向けて、総合的な人権施策の取組みを推進します。
  
- ( 5 ) 『高槻市多文化共生施策推進基本指針』で示された多文化共生の推進に係る基本方針に基づき、人権尊重、情報の多言語化、暮らしの支援、多文化共生の地域づくりなどの具体的な施策を推進し、共に生きる地域社会の実現に向けて取組みます。

- (6) 市民、諸団体、NPO(用語解説2)、企業、国、大阪府、近隣自治体などに対して、本市が目指す方向性とその行動計画を示すことにより、その参画と協力を求めます。

## 2 人権施策の基本理念

『高槻市人権施策基本方針』に示された、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」を基本理念とし、個人の選択に応じた様々な価値観や生き方を尊重し、自らを律する自立した市民が、それぞれの個性と能力を輝かせ、自己実現と社会的責任を果たすことができる地域社会の創造を目指します。

また、『高槻市多文化共生施策推進基本指針』に示された、様々な文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現を目指します。

## 3 人権施策が目指す高槻市の方向

基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す具体的な方向性としては、『高槻市人権施策基本方針』に示された次の4つのあるべき地域社会を目標として、その具体化に努めます。

- (1) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会

「いのち」の尊さが大切にされ、人間としての尊厳や個性が尊重され、個人が自己実現に挑戦することで、新しい価値を創造し、多様性と独創性を発揮できる、活気ある地域社会づくりに努めます。

- (2) 市民の誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会

性別や年齢、障害、社会的身分、門地、民族、国籍等にかかわらず、誰もが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会づくりに努めます。

- (3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会

「共生」をキーワードとして、国籍や民族、文化や歴史、生活習慣の違いなど多様な価値観を認め合い、ふれあう中で、お互いが理解し合い、共に暮し、共に地域を支え合う豊かで活力ある地域社会づくりに努めます。

- (4) 市民、企業、自治体等が共に取組む人権尊重の地域社会

地域社会で生活する市民の人権に関する問題を、社会全体として取組み、市民はもとより地区コミュニティ組織(用語解説3)、学校、企業、公共的団体、NPOなどとの

連携・協働を通じて、自治体と市民、団体、企業等が相互に支援し合いながら、人権尊重の地域社会づくりに努めます。

#### 4 人権施策展開への考え方

今回、中間見直しを行った改訂行動計画については、人権施策の効果的な推進に向けての方向性や展開に向けての考え方が示された『高槻市人権施策基本方針』及び多文化共生社会の実現に向けての考え方が示された『高槻市多文化共生施策推進基本指針』を具体化するため、その行動計画を明らかにするものです。

そこで、『高槻市人権施策基本方針』に示された基本的な留意点、また、『高槻市多文化共生施策推進基本指針』に示された基本指針の考え方、第5回高槻市人権意識調査結果、前期行動計画の検証結果、高槻市人権施策推進審議会での意見などを踏まえた人権施策を展開します。

##### (1) 総合的な視点を踏まえた取組みの推進

本市では、これまで女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人の問題などを解決するためにそれぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえて様々な施策を講じ、人権教育・啓発をはじめとする具体的な施策の推進に努めてきました。しかし、現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合ったり、新たな課題が生じるなど、多様化・複雑化してきており、これまでのように課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなっています。

また、多文化共生社会の実現に向けて、外国人市民が日本社会で生活することをサポートする施策を推進するにとどまらず、外国人市民への不平等や差別的扱いを解消する施策を推進することが求められています。

人権侵害への直接的な対処のみならず、社会的な機運の醸成や市民・企業等の意欲を喚起し、生かしていくための基盤づくりなど、人権問題の解決に共通する観点による総合的な人権施策への取組みを展開します。

##### ア 人権問題は現象面だけではなく周辺の要因も含めて考える

人権施策を検討するにあたっては、人権問題を現象面だけで捉えるのではなく、社会的背景や構造的な要因など、その周辺にあるものも含めて総合的に考えながら人権施策を推進します。

##### イ あらゆる立場の人々の視点で考える

子ども、高齢者、障害者、外国人市民など誰もが生活しやすいまちづくりを目指し、すべての施策を検討するにあたっては、人権問題の当事者の声を吸いあげ、それを人権施策に生かしていく行政システムを構築します。

#### ウ それぞれの施策の組み合わせによって人権の取組みが進展することに留意する

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人の問題など、人権問題はすべての問題にかかわる数多くの要因を含んでおり、個別の領域だけでなく、複数の領域に関連することが多いので、それぞれの施策が関連し合っ、て、人権尊重の取組みが進展するという認識に立って人権施策を推進します。

#### エ 国内外の取組みの動向を把握する

人権に関する取組みは、国連や各国の動向、国における法律等の制定の推移、他の自治体の動向など、常に変化しており、これらの動向を的確に把握した上で、連携を図りながら人権施策を実施します。

#### オ 社会情勢の変化と人権問題とのかかわりを意識する

少子・高齢社会の進展など社会情勢の急激な変化は、人間関係の希薄化を招き、人権問題に少なからず影響があるため、社会情勢の変化を敏感に捉えた上で、市民の生活実態に即した取組みを行います。

#### カ いままでの枠にとらわれずに施策等を点検する

既存の施策の効果等を既成観念にとらわれず新たな視点で点検するとともに、既存の施策が市民の間で十分理解されているか市民の視点で検証を行い、施策の見直しを図ります。また、既存の法令・制度等についても人権の視点から点検を進め、問題点があればその改善に向けて国等に働きかけを行います。

#### キ プライバシーと人権問題のかかわりを考える

プライバシー保護は人権を守る上で最も重要な要素の一つですが、プライバシーにかかわることであっても、子どもや高齢者への虐待などのように、早期の情報提供が必要な場合は、的確な判断を行いながらその対応に努めます。

#### ク 公共性の観点を踏まえる

他の人の人権や公共の利益に対する配慮をしないで自分の人権だけを主張することから、当事者双方が自分の人権を主張し合う「人権と人権の衝突」と言われる問題などが生じている中、人権の尊重の理念には、他の人の人権や公共の利益との調和を図ることが欠かせないことから、公共性の観点を踏まえて人権施策を推進します。

#### ケ 市民の立場や関心度を踏まえる

人権問題に対する市民のスタンスや関心の度合いは、人によってそれぞれ異なり、また、人権問題の内容によっても差があることから、このような差異に十分配慮しながら人権施策を展開します。

#### コ 人権をわかりやすく伝える

人権というと「堅い」、「わかりにくい」といったイメージが付きまといがちとなりますが、人権は憲法で規定されている「人間として幸せに生きていくための権利」であ

り、個々に自分自身にかかわる問題でもあることから、すべての市民に理解してもらえよう人権施策を推進します。

#### サ 外国人市民の課題を踏まえる

外国人市民にとっても、快適で暮らしやすい「共に生きる社会」づくりを目指し、多文化共生施策を推進するにあたっては、日常生活などにおいて、それぞれの外国人市民が抱える課題を踏まえ、その生活環境に即した多文化共生施策を『高槻市多文化共生施策推進基本指針』の5つの基本方針に基づき展開します。

#### (2) 「人権」という共通する観点を意識した効果的な人権施策の推進

「人権」という共通する観点を意識した効果的な人権施策の推進を図るため、豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進、人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築、社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成を大きな3つの柱として総合的な人権施策の体系化を図るとともに、その3つの柱に基づき多文化共生社会の実現に向けた施策の具体化を図ります。

このことに併せて、市民やNPO、事業者等の多様で多角的な社会参画を通じて、社会の連帯の力で、その取組みを進めるとともに、人権施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、市民主体の人権啓発活動を支援します。また、憲法の理念である「基本的人権の尊重」などを社会に広く浸透させていくため、市民等の人権にかかわる事業展開への意欲に結びつける条件整備に努めます。

#### ア 豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進

市民が主体的に推進していくことや、参加・参画できるいろいろな機会の活用・拡充を図るなど、市民の年齢層や生活様式に応じた人権教育・啓発手法の検討を行います。

また、日常の活動の中で主体的に人権問題に取り組むことのできる環境づくりを進め、啓発機会や情報提供などの充実とともに、市民、企業が実施する啓発活動や研修会などに対しても協力・支援に努めます。

#### イ 人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築

本市においても、市民の人権を擁護する使命を担っており、国等の機関との密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に努めます。

現在、実施されている人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談については、迅速かつ適切に対応する体制の整備に努めるとともに、的確な助言や指導ができるよう相談員等の資質の向上や相談機能の強化を図るなど、多様化・複雑化する人権問題に対応するため、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図ります。

また、第5回高槻市人権意識調査の結果では、人権侵害を受けた場合の行政機関の認知度や利用度が低いことから、人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談機関等の周知徹底を図ります。さらに、具体的な人権侵害事象を通じて、人権課題解消に向けた必要な施策が浮かび上がってくることから、人権侵害事象の捉え方、集約手法などや、その情報の活用方法などについて検討を行います。

## ウ 社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成

行政だけで人権問題の取組みを進めるには限界があるため、社会全体で人権問題に取り組むという合意が必要であり、市民や地区コミュニティ組織、NPO、企業等の多様な参加・参画を通じて、社会の連帯の力で人権施策や多文化共生施策を支え、効果的かつ効率的に推進していく観点からも、行政と民間との適切な役割分担を確立し、行政と市民等とのパートナーシップの構築に努めます。

## エ 多文化共生社会を実現するための体制づくりの推進

様々な人や文化が共存する多文化共生社会を進めるため、外国人市民に対するコミュニケーション支援や暮らしの支援、あるいは外国人市民の参加のしくみなど、具体的な体制づくりを推進します。

## オ 目的を明確にし、計画的かつ総合的な推進と施策の評価及び具体的目標値の設定

人権施策を体系的・計画的に進め、効果をより高くするため、個別の人権課題について推進計画等の策定に努めます。また、行政評価の結果や市民の満足度なども考慮し、施策の達成度を評価できる各施策の具体的な目標値設定の検討を行うとともに、毎年度の進行管理において人権施策の成果を検証し、見直しを行います。

## カ 市民意見の的確な把握

施策の検討や推進にあたっては、現状の的確な把握と市民意見の把握は欠くことができないことから、特に、女性、子ども、高齢者、外国人市民など人権侵害を受けても声を上げにくい市民や人権問題の当事者の意見の収集に努め、それを各種人権施策につなげます。

## キ 人権問題の調査・現状把握の実施

人権問題の解決に向けて効果的な施策を進めるため、課題を的確に把握し、その状況に応じた取組みを行うと同時に、人権意識の現状や啓発のあり方を探るため、人権意識調査を実施し、市民の人権意識の把握に努め各種人権施策に生かします。

## ク 交流環境等の充実

障害者問題であれ、高齢者問題であれ、人権啓発は共に学び、共に活動していくという点にもっと注目し、「問題を知る」という状態から、一歩進んで「問題にかかわる」という意識を培うためにも、市民同士の交流や立場の違う者同士が交流していくことが必要であるため、人権に関連して様々な分野で活動する団体相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図るなど、交流環境を整備します。

## ケ 新たな人権問題への対応

その時々々の社会情勢を反映した新たな人権問題に対応するため、庁内の横断的組織である「人権啓発幹事会」や「人権擁護推進本部」などにおいて協議し、その人権問題について共通認識を深める中で、速やかにその課題解消に向けた人権施策を研究・検討します。

## コ 人権啓発の充実

第 5 回高槻市人権意識調査結果では、人権にかかわるイベントなどへ参加すれば、高い満足度が得られていることから、広く市民にイベント等の存在を周知し、より多くの市民の参加を得るため、その広報等の手法や次世代が集客できる企画など、人権啓発のあり方を検討します。

また、人権啓発は、市民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重しながら啓発活動を展開します。

### 5 改訂行動計画の期間

前期行動計画の全期間は、平成 17 年度(2005 年度)を初年度とし、平成 26 年度(2014 年度)までの 10 年間であり、今回、中間見直しを行った改訂行動計画の期間は平成 23 年度(2011 年度)から平成 26 年度(2014 年度)までとします。

また、前期行動計画と同様、改訂行動計画についても長期的な視点に立ち継続的に取り組みを進めるものとします。併せて『高槻市人権施策基本方針』についても適宜見直します。

### 6 改訂行動計画のフォロー体制

庁内においては、高槻市人権擁護推進本部において改訂行動計画における取り組み状況を把握するとともに、その人権施策の実施状況や進捗状況等については高槻市人権施策推進審議会において毎年定期的に点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、改訂行動計画のフォローアップに努めます。

なお、各施策の進行管理については、本市における人権にかかわる女性、子ども、高齢者、障害者などに関する個別の計画との連携を図りながら進めます。